

令和7年2月28日

豊橋市長 長坂尚登 殿

代表自治紛争処理委員 昇 秀 樹

弁明書の送付及び反論書の提出について（通知）

貴職が、令和7年2月18日付けで愛知県知事に対して提起した豊橋市議会の議決に関する審査の申立てについて、豊橋市議会議長から提出された弁明書の副本を地方自治法（昭和22年法律第67号）第258条において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）（以下「法」という。）第29条第5項の規定に基づき送付します。

なお、この弁明に対しては、法第30条第1項の規定に基づき反論書を提出することができます。その場合は、令和7年3月10日（月）までに正副2通を提出してください。

担 当 愛知県総務局総務部市町村課行政グループ
電 話 052-954-6065